

長野県南木曾町



妻籠地区

(まちづくり団体) 公益財団法人「妻籠を愛する会」
(行政) 南木曾町教育委員会 文化財町並係



妻籠は、木曾谷の西端南部に位置し、南北に連なる細長い山峡の村である。東は山、西は蘭川に沿っていて、田畑は少ない。

かつては中山道木曾十一宿のひとつとして栄えた宿場町である。江戸時代の面影を色濃く残した旅籠屋形式の町家が中山道の両脇に面して連続し、歴史的な風致が保たれている。

この中心部の宿場のまちなみに加え、宿場を支えた周辺の在郷の農地や広大な山々を背景とした自然環境とを一体的な景観として捉え、1,245haという広大な地区を対象として、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。地区内には伝統的建造物223件、田畑や樹木、岩などの環境物件13件が存在し、国指定の特定物件として歴史を語る文化財となっている。

日本で初めて町並み保存に取り組み始めた地区であり、昭和40年代から現在に至るまで、地域住民が主体となって保存活動に取り組んでいる。

【まちづくり団体について】

1. キーパーソン

小林 俊彦氏

元々は南木曾町の職員だったが、現在は公益財団法人「妻籠を愛する会」の理事長として妻籠のまちづくりに携わっている。

妻籠を愛する会は旧妻籠村の全戸加入の住民組織であり、ほぼ98%が地元出身者である。

2. まちづくりのきっかけ

限界集落からの脱却

今や国内だけではなく、海外からの観光客が訪れる地区となった起源は、限界集落となろうとしていた妻籠地区の住民を救う取り組みであった。

昭和30年代に始まる高度経済成長の波を受けて、地域の過疎化が始まると、経済的資源の乏しい妻籠地区は廃村の危機に直面した。地区を存続させるには、「中山道と古い町並み、有形無形のことを評価しなおし、観光への転換を図ること以外にはない」という決心のもと活動を行ってきた。

「保存という名の観光開発」という方針を打ち立てて活動を始めたが、当時としては異例の活動であり、賛同者は3名しかいなかった。

3. 当初の取り組み

明治百年記念事業

昭和43年、長野県の「明治百年記念事業」を活用して、妻籠地区の保存事業が本格的に始まった。寺下地区の全面保存工事など、住民の保存運動の熱意が事業を実現へと導いた。

保存事業は日本で初めての取り組みであり、住民、行政とも多くの戸惑いが見られたが、事業を進める中で話し合いを重ねることにより、次第に保存の意義が広く理解されるようになった。熱心なキーパーソンがいたことなど、いくつかの要因が重なり保存事業は成功の道を進んだ。

会議の積み重ね

当初の20年間くらいは、妻籠は1年365日会議を行うところだと言われるほど、多くの会議を開催し話し合いを重ねた。

多数決で何かを決めることは行わない、他人の足を引っ張るような言動は決して行わないというルールのもと、会議を重ね議論を進めた。

住民憲章の制定

地域住民自ら、“保存による文化的価値を高め、地域振興のための観光資源として活用すること”の心構えを忘れないようにと、昭和46年に「妻籠を守るための住民憲章」を制定した。

住民憲章では、保存を何よりも優先させるため、建物や山林などについて、「売らない」「貸さない」「こわさない」の三原則を定めており、保存はあくまでも住民が主体として行われるものであることとして取り組んでいる。この他にも、風致の保全や防火態勢の確立など、保存活動の継続に必要な項目が定められている。

4. 今後の展望

変わらない妻籠

保存運動を始めて50年が経過しているが、100年後も今と変わらない妻籠地区を目指し、保存活動を続けている。また、博物館のような展示保存で終わらせず、人が住み豊かな生活が送れるようなまちを今後も守っていく。

まちなみ風景



江戸時代から変わらない妻籠地区の景観



通りは多くの観光客で賑わう

5. その他（継続して行っている活動）

・文化文政風俗絵巻之行列 ・板葺屋根の屋根替え

妻籠地区最大のイベント「文化文政風俗絵巻之行列」が昭和43年から毎年開催されている。

また、この地区の特徴的な景観の一つである板葺屋根の維持・保全のため、地域住民共同での屋根替えなど、技術継承にも努めている。

このような取り組みも、江戸時代から変わらない妻籠地区の景観をより際立たせる、保存活動の大きな推進力となっている。



【行政について】

1. 制度支援

妻籠宿保存条例

昭和48年、妻籠地区の保存を法的に支援できるよう「妻籠宿保存条例」を制定した。これは、当時、保存運動の機運が高まる中、整備・保存するための法的な根拠が乏しかった時代に、町が独自で定めたものである。条例では、現状変更行為の規制や、建物の修景などにおける経緯の補助など、保存活動の支援に関する項目が細かく規定されている。

その後、妻籠地区をはじめとする全国的な保存運動の流れから、文化庁は文化財保護法を改正し重要伝統的建造物群保存地区の制度を創設し、妻籠地区は昭和51年にその第1号として選定された。宿場のみならず、周囲の景観をも一体的に保存することに意義があるという考えから、1, 245haという広大な区域が保存地区として定められた。

2. 住民との連携

・統制委員会 ・保存審議会

妻籠地区では、建物の改築、宅地の造成や山林の伐採などの行為を行う場合は、申請書を作成し、**統制委員会**へ申請しなければならない。この統制委員会（「妻籠を愛する会」の会員で構成）は月に1回開かれ、行為の内容が景観などを損なわないか審議を行う。審議結果は、町の教育委員会へ進達され、許可の可否が判断される。

また、教育委員会で判断できない案件については、住民や行政、学識者などで構成される**保存審議会**での審議により、許可の可否の判断がなされる。（妻籠宿保存条例に基づき設置）

このように、現状の状態を変更しようとする場合に課せられる厳しい審査が、保存活動を効果的に長期間継続させる仕組みの一つとなっている。

【まちなみについて】

電線電柱は通りの裏に配置されている。観光地であるが、高質な景観舗装はなされていない。

通りの様子



通りは昔のままであるが、電線や電柱は隠し良好な景観を形成

郵便局



周囲に景観に溶けこむ郵便局

郵便局のような公的施設も含め、まちなみの統一が図られている。

木造建物が多いため、火災時に住民が迅速に対応できるように、随所に消火ホースが配置されている。

建物に併設する消火設備



木造建物を守るための消火栓も景観に配慮

鉄塔



周辺景観として鉄塔の色にも配慮

周辺の景観への影響は、鉄塔の色彩に至るまで配慮されている。